

第1878号
令和8年1月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局

(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例----- 1

(刑事)

- 病院の診療録中、刑訴法323条2号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断が違法とされた事例

(令和5年(あ)第237号・令和7年12月10日 第三小法廷決定 棄却)

◎最高裁判所判例要旨----- 3

(民事)

- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等と破産手続開始の決定を受けるべき適格

(令和6年(許)第17号・令和7年10月20日 第一小法廷決定 棄却)

- 1 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」と定めている場合において、上記「被保険者」が上記事故により死亡したときに生ずる人身傷害保険金の請求権の帰属
- 2 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者」及び「被保険者の父母、配偶者又は子」と定めている場合において、上記事故による上記「被保険者」の死亡によって精神的損害を受けた上記「被保険者の父母、配偶者又は子」が存在することが、上記「被保険者」が被った損害を填補するための人身傷害保険金の額に及ぼす影響

(令和6年(受)第120号・令和7年10月30日 第一小法廷判決 棄却)

(刑事)

- 全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例

(令和6年(あ)第1506号・令和7年10月20日 第三小法廷決定 棄却)

- コンテナ倉庫が刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たるとされた事例

(令和6年(あ)第585号・令和7年10月21日 第三小法廷決定 棄却)

| | |
|--|----|
| ◎資料 | 5 |
| ●令和8年度予算（案）の概要 | |
| ●令和8年度予算（案）施設主要案件 | |
| ◎記事 | 6 |
| ●広報テーマ（2月分） | |
| ●人事異動（12月12日～12月22日） | |
| ●令和8年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題 | |
| ◎最高裁判所規則・規程 | 9 |
| ●共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則について | |
| ●会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則について | |
| ●刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について | |
| ●押収物等取扱規程の一部を改正する規程の制定について | |
| ◎法律等 | 10 |
| ●ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律について | |
| ◎政令 | 10 |
| ●民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | |
| ◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧 | 11 |

裁判例

刑事

◎ 病院の診療録中、刑訴法323条2号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断が違法とされた事例

件名 傷害被告事件

最高裁判所令和5年(あ)第237号
令和7年12月10日 第三小法廷決定 棄却被告人 甲
原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人工藤啓介の上告趣意のうち、判例違反という点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

1 本件公訴事実の要旨は、被告人が、平成27年8月15日午後9時頃、茨城県鹿嶋市内の民家敷地内に設置されていたウッドデッキ上において、椅子に座っていた被害者の右腕及び右足を引っ張るなどの暴行を加えて、同ウッドデッキの階段下付近に置かれていた簡易プール内に同人を転落させ、同人に147日間の入院加療を要し、上肢不全麻痺の後遺症を伴う頸髄損傷、頸椎脱臼骨折の傷害を負わせたというものである。

2 第1審判決は、本件当日、被害者は、勤務先の上司方である上記民家で開かれたバーベキューパーティーに参加し、上記勤務先の関係者ではない被告人も同パーティーに参加していたこと、被害者は、同パーティー中にウッドデッキの階段下付近に置かれていた簡易プールに落ちて起き上がれなくなり、間もなく病院に救急搬送されたこと、被害者は、翌16日には別の病院に紹介搬送されたことなどの事実経過のほか、上記救急搬送の際に救急救命士が作成した救急搬送記録や各病院の診療録等の記載内容を認定した。

その上で、第1審判決は、上記紹介搬送先の病院の診療録(「看護データベース」と題する書面)中の看護師が作成した「入院までの経過」欄に「2015年8月15日21時30分、上司の家でパーティがありバーベキ

ューを庭で行っていた。その際、会社の人に手と足をつかまれ、ふざけて土の上に設置されたビニールプールに投げ込まれ、背中と腰から転落。更に上から一人乗りかかり受傷。」という記載(刑訴法326条の同意がなく、同法323条2号により採用された部分を含む。以下「本件記載」という。)があることなどに照らし、被害者が、少なくとも自らが負傷した直後には、医療関係者らに対し、自らの負傷時の状況として、公訴事実にあるような被告人による暴行の被害を受けた状況とは異なり、勤務先の同僚の手でプールに投げ込まれるなどした状況を申告していたとの事実(以下「本件申告事実」という。)の存否につき、そのような可能性があるとして認定した。そして、これを前提に、公訴事実と同旨の被害状況を述べる被害者の公判供述の信用性を否定し、被告人に対し無罪を言い渡した。

3 これに対し、検察官が控訴し、訴訟手続の法令違反、事実誤認を主張したところ、原判決は、第1審判決について、再伝聞証拠である本件記載自体から被害者自身が救急隊員に対して本件記載にあるような発言をした可能性があるとして認定したものと解さざるを得ず、このような認定は伝聞法則に反し違法なものであるから、第1審の訴訟手続には法令違反があるとして、第1審判決を破棄し、本件を水戸地方裁判所に差し戻した。

4 そこで検討すると、本件記載自体からは、記載者である看護師がいかなる情報に基づいて本件記載をしたのかは明らかでなく、その情報の発信者も特定されていないのであり、このような出所不明確な情報にすぎない本件記載の存在は、受傷直後に被害者がどのような被害申告をしていたのかを認定する上で、有意な証明力を有するとは解されない。そして、本件記載をした看護師の第1審公判供述によっても、本件記載は、被害者の発言を直接聴取して記載したのではなく、被害者の搬送に携わった救急救命士から短時間のうちに聞き取った内容を記載したにすぎないというのであり、上記救急救命士が誰からどのような情報を聴取したのかなど、それ以前の過程は証拠上明らかでない。第1審判決が本件記載から本件申告事実を推認した判断過程は判文上判然としないが、上記のような出所不明確な本件記載について、これを受傷直後の被害者による本件申告事実の認定に用いた第1審判決の認定判断は、要証事実との関連性を見誤り、あるいは、伝聞証拠に関する刑訴法の規定を潜脱する違法なものといわざるを得ない。

以上によれば、第1審判決に判決に影響を及ぼすべき訴訟手続の法令違反があったとした原判決の判断は是認できる。

5 なお、原判決は、差し戻し後の審理について、暴行の具体的態様や傷害結果との因果関係について更に審理判断を尽くす必要がある旨説示するところ、被害者を始めとする関係者の証人尋問が相応に尽くされている

ことなど、第1審における審理経過を踏まえると、差戻し後の審理では、本件記載からは本件申告事実を推認することができないことを前提に、まずは、現在の証拠関係から、被告人が本件公訴事実記載の暴行を加えたと認定できるかを検討することが求められる。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官
沖野眞巳)

最高裁判所判例要旨

民事

- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等と破産手続開始の決定を受けるべき適格

令和6年（許）第17号
 令7・10・20—小決 棄却
 民集79巻7号本誌1874号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等は、同法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する。

- 1 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」と定めている場合において、上記「被保険者」が上記事故により死亡したときに生ずる人身傷害保険金の請求権の帰属
- 2 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者」及び「被保険者の父母、配偶者又は子」と定めている場合において、上記事故による上記「被保険者」の死亡によって精神的損害を受けた上記「被保険者の父母、配偶者又は子」が存在することが、上記「被保険者」が被った損害を填補するための人身傷害保険金の額に及ぼす影響

令和6年（受）第120号
 令7・10・30—小判 棄却
 民集79巻7号本誌1874号

- 1 自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」と定めている場合において、この定めによって保険金請求権者が定まる人身傷害保険金のうち、上記「被保険者」が上記事故により死亡したときに生ずる保険金の請求権は、同人の相続財産に属する。
- 2 自動車保険契約の人身傷害条項が、(1)保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者」及び「被保険者の父母、配偶者又は子」と定め、(2)人身傷害保険金を支払うべき損害のうち、上記「被保険者」の死亡により「本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた」精神的損害の額として、上記「被保険者」の属性に応じた区分ごとに単一の金額を定めているが、(3)上記「被保険者」の保険金の額と上記「被保険者の父母、配偶者又は子」の保険金の額とを調整する旨の定め等を置いていない場合において、上記事故により死亡した上記「被保険者」が被った損害を填補するための人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金を支払うべき同人の精神的損害の額が上記単一の金額の全額であることを前提として算定されるべきであって、同人の死亡により精神的損害を受けた同人の父母、配偶者又は子が存在することは、上記人身傷害保険金の額に影響を及ぼすものではない。

刑事

- 全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例

令和6年（あ）第1506号
 令7・10・20三小決 棄却
 刑集79巻7号本誌1874号

全体が包括一罪を構成する長期間継続的に行われた業務上横領の事案について、月ごとの横領金額を明示した訴因に対し、第1審裁判所が、訴因を下回る合計横領金額を認定しつつ、横領の成立時期をより遅く認定した部分があることに伴い、一部の月の横領金額につき訴因に明示された金額を上回る金額を認定したという事情の下では、第1審裁判所が訴因変更手続を経なかったことが違法であるとはいえない。

○ コンテナ倉庫が刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たるとされた事例

令和6年(あ)第585号
令7・10・21三小決 棄却
刑集79巻7号本誌1874号

土地上に設置されて以降移動されることなく、電気を電柱から電線で引き込んで倉庫として継続的に使用されていた奥行き約1240cm、幅約240cm、高さ約288cmの大きさの鉄製のコンテナ倉庫は、刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たる。

資料

◎令和8年度予算(案)の概要

(単位:百万円)

| 前年度 予算額 | 令和8年度 予算額 | 対前年度 増減額 | 対前年度比 |
|------------|--------------|-------------|-------|
| 335,192 | 349,474 | 14,281 | 4.3% |

第1 裁判事務処理態勢の充実 (単位:百万円)

- 1 裁判手続等のデジタル化関連経費 17,948
 - (1) 民事訴訟手続のデジタル化 8,973
 - (2) 刑事手続のデジタル化 3,806
 - (3) 民事非訟・家事事件手続のデジタル化 4,521
 - (4) 司法行政のデジタル化 647
- 2 家庭裁判所の充実強化関連経費 5,968

第2 裁判所施設の整備 12,011

第3 定員関係

- 1 増員 12人
 - 家庭裁判所調査官 10人
 - 事務官 2人
- 2 定員合理化 56人
 - 事務官 38人
 - 行(ニ)職員 18人

※ 速記官から家庭裁判所調査官への振替10人を含む。

※ このほか、医療職72人の減がある。

(注) 四捨五入等の理由により、端数において係数が合致しない場合がある。

◎令和8年度予算(案)施設主要案件

- 1 庁舎新営・増築
 - (新営・継続分) 4庁
 - 本 庁 富 山 地 家 裁
 - 鳥 取 地 家 裁
 - 佐 賀 地 家 裁
 - 地家裁支部 (静 岡) 沼 津
 - (増築・継続分) 2庁
 - 地家裁支部 (福 島) 郡 山
 - 簡 裁 (さいたま) 飯 能
- 2 庁舎改修
 - 本 庁 東 京 高 地 裁

記事

◎広報テーマ(2月分)

民事訴訟手続のデジタル化

令和8年5月21日からはじまります。

これまで、民事訴訟手続では、書類を提出するための裁判所に持参したり、郵送したりする必要がありました。

また、訴訟記録を閲覧する場合には、裁判所に向向く必要がありました。これからは、これらの手続をオンラインで行うことができるようになります。

裁判所ウェブサイトはこちら
<https://www.courts.go.jp/saiban/minji/digital/index.html>

訴状や証拠等のオンライン提出等

訴状、準備書面、証拠等をオンラインで提出できるようになります。また、これらの書類や裁判所から送られる判決書等を、オンラインで受け取ることができるようになります。

ウェブ会議で期日に参加

民事訴訟の期日では、裁判所の判断によりウェブ会議で参加することが可能となっています。

(令和6年3月1日
より先行執行)

訴訟記録の電子化 オンライン閲覧

提出された書面等は電子データで保管され、判決書や調書等も電子データで管理されます。これにより、当事者等であれば、オンラインで裁判記録を閲覧できるようになります。

民事訴訟手続のデジタル化Q&A

訴状や準備書面、証拠等をオンラインで提出するためには、どのような準備が必要ですか。

専用システムへの利用者登録をする必要があります。利用者登録には、インターネットに接続できる機器や環境が必要であり、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等を登録することになります。利用者登録をすることで付与されるIDは、その後当事者となる全ての民事訴訟手続で利用可能です。



令和8年5月21日以降は、紙の書面を提出できなくなるのですか。

OK! これまでと同様に、紙の書面を提出することは可能です。(ただし、弁護士等はオンライン提出を義務付けられており、紙の書面を提出することはできません。)

現在裁判所に民事訴訟の事件が係属しています。このような事件もオンライン提出の対象となるのですか。

オンライン提出の対象となるのは、令和8年5月21日以降に訴えが提起された事件です。それより前に訴えが提起された事件については、これまでどおり紙の書面を提出することになります。



※本書の説明は、弁護士等ではない方向けのものです。

民事訴訟手続のデジタル化Q&A

民事訴訟事件の当事者が、事件係属中に電子化された訴訟記録を閲覧する場合、どのような手続が必要ですか。

専用システムへの利用者登録を行うことで、事件係属中は、オンラインでいつでも閲覧することができます。専用システムへの利用者登録を行わない場合は、事件が係属する裁判所に対して閲覧申請を行う必要があります。申請後、記録を閲覧するためには裁判所への来庁が必要ですが、事件が係属する裁判所のほか、最寄りの裁判所でも閲覧が可能です。なお、手数料はこれまでと同様に不要です。



過去の訴訟記録や、現在係属中の訴訟記録も、令和8年5月21日以降、オンラインで閲覧できるようになるのですか。

令和8年5月21日より前に訴えの提起がされた民事訴訟の事件については、紙より訴訟記録が作成されるため、オンラインでの閲覧はできません。

ウェブ会議で口頭弁論等に参加するには、どのような準備が必要でしょうか。

インターネットに接続できる機器や環境の準備に加え、カメラ、マイク、スピーカーの準備が必要です。カメラ等は、パソコン等のインターネットに接続できる機器に内蔵されているものか、外付けのものが必須です。ウェブ会議には、Teamsを利用します。裁判所から事前に送信される招待メールか、お知らせする会議IDとパスワードにより、口頭弁論等の期日の当日にウェブ会議に参加することになります。



※本書の説明は、弁護士等ではない方向けのものです。

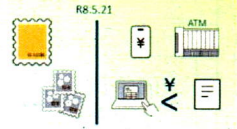
民事訴訟手続のデジタル化Q&A

民事訴訟事件の当事者ではありませんが、口頭弁論の期日を傍聴したいです。インターネットで傍聴することはできるようになるのですか。

当事者ではない方の口頭弁論の期日の傍聴は、これまでどおり裁判所の法廷においてのみ可能です。

令和8年5月21日以降、新たに訴えを提起する場合、手数料や郵便切手などのように納付や預納をするのでしょうか。

これまで、訴え提起の手数は収入印紙により納付し、新状や判決等を郵送する費用は郵便切手により納付することになっていました。令和8年5月21日以降は、訴え提起の手数料と郵便費用に相当する額(定額)を合算した額を、ページにより電子納付することになります。ページでは、インターネットバンキングやATMを利用して支払いをすることができます。なお、被告の数が一人の場合の郵便費用に相当する額は、民事訴訟事件1件あたり、書面により訴え提起をする場合には2500円ですが、オンラインで訴え提起をする場合には1400円です。



民事執行や倒産等の手続や家事手続についてはオンライン申立ての対象とならないのですか。

民事執行や倒産等の手続や家事手続については、今回の民事訴訟手続のデジタル化によるオンライン申立ての対象外です。これらの手続は、令和10年6月までにオンライン申立ての対象となる予定です。

※本書の説明は、弁護士等ではない方向けのものです。

◎人事異動

- 依願退官
 - 金沢地方・家庭裁判所判事 中嶋万紀子 (12月12日)
 - 定年退官
 - 横浜簡易裁判所判事 山田 真 (12月13日)
 - 横濱簡易裁判所判事 新岡 剛
 - 松戸簡易裁判所判事 園部 厚 (以上12月14日)
 - 松戸簡易裁判所判事
 - 東京簡易裁判所判事
 - 定年退官
 - 横浜地方裁判所長 大竹昭彦 (12月15日)
 - 横濱地方裁判所長
 - 東京高等裁判所判事 佐々木宗啓
 - 東京高等裁判所判事
 - 名古屋高等裁判所判事 中村さとみ
 - 名古屋高等裁判所判事
 - 山形地方・家庭裁判所長 原 克也
 - 山形地方・家庭裁判所長
 - さいたま地方・家庭裁判所判事 田中秀幸
 - さいたま地方・家庭裁判所判事
 - 東京高等裁判所判事 桃崎 剛 (以上12月16日)
 - 東京高等裁判所判事
 - 事務総局家庭局第一課長兼広報課付 宇田川公輔
 - 事務総局家庭局第一課長兼広報課付
 - 最高裁判所調査官 北嶋典子
 - 最高裁判所調査官
 - 東京地方裁判所判事 棚井 啓
 - 事務総局デジタル審議官付参事官
 - 東京地方裁判所判事 石渡 圭 (以上12月22日)

◎令和8年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題

憲法

第1問

国会と内閣の見解の不一致により衆議院で内閣不信任の決議案が可決され、10日以内に衆議院が解散された場合に、その後、憲法上どのような手続を経て国会と内閣の見解の不一致が解消されるのかについて、衆議院の解散の意義及び機能を論じつつ説明せよ。

第2問

A市は、A市の所有する土地に体育館を新たに建築するに当たり、工事の無事を祈る儀式とされる地鎮祭を行うこととした。その地鎮祭は、建築現場において、A市の職員が進行役を務めて、関係者臨席の下、所定の服装をした宗教家である神社の神職によって、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭場を設け、一定の祭具を使用して挙行され、その費用も市の公金から支出された。なお、A市がある地方では、建築着工に当たり地鎮祭を行うことは、特に工事の無事安全等を願う工事関係者にとっては一般的な慣行とされていた。

A市の行為について、憲法上の問題を論ぜよ。

民法

第1問

生活費に困っていたAは、令和7年4月20日、Bに対し、金銭を借り入れる代理権を授与した。Bは、同年5月1日、Aの代理人として、Cとの間で、CがAに対して弁済期を同年11月30日として50万円を貸し付ける旨の消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）を締結し、同年5月1日、Cから50万円の交付を受けた。その際、①Bは、内心では50万円を自らのために費消する意図を有していたが、Cは、過失なくそのことを知らなかった。

また、Aの友人であるDは、同日、Cとの間で、本件消費貸借契約に基づく貸金債務を保証する契約を書面により締結した（以下この保証契約を「本件保証契約」という。なお、連帯保証ではなかった。）。

Cは、同月10日、Eに対し、Aに対する本件消費貸借契約に基づく50万円の貸金債権を譲渡し、その旨をAに通知した（なお、②Dには通知しなかった。）。

その後、BはCから交付を受けた50万円を自らのために費消してしまい、資力の全くないAは行方不明となった。③保証人にすぎないDは、同年11月30日になってEから本件保証契約に基づく50万円の保証債務の履行を求められたが、下線部①から③までの観点を理由として、これを拒むことができるか。

第2問

Aは、Bに対し、令和5年10月1日、弁済期を令和7年9月30日と定めて、200万円を貸し付けた（以下この消費貸借契約に基づくAのBに対する貸金債権を「本件貸金債権」という。）。次の各小問について、

Aが、Bに対し、同年11月1日、遅延損害金（履行遅滞に基づく損害賠償）を請求することができるかどうかについて論ぜよ（各小問は、独立したものとする。）。

(1) Cは、Bに対し、令和7年8月1日、「本件貸金債権を譲り受けたから、Cに対し返済されたい。」という通知を送り、AC間の債権譲渡契約書を示した。しかし、AがCに本件貸金債権を譲渡した事実はなく、当該債権譲渡契約書も偽造されたものであった。Bは、AC間の債権譲渡が存在するかどうかについて半信半疑であったが、Aに何ら確認しないまま、同年9月30日、Cに200万円を支払い、Aに対する支払を行わなかった。

(2) Dは、本件貸金債権を担保するため、D所有の不動産に抵当権を設定していた。Dは、Bの意思に反して、令和7年9月30日、Aに200万円を持参し、支払おうとしたが、Aは「債務者以外の者であるDによる支払は認められない。」として受領を拒否した。

刑法

第1問

未遂罪の成否を判断する基準について未遂罪が処罰される実質的根拠を踏まえて説明した上で、次の〔事例〕における(1)又は(2)の各場合において、甲に殺人未遂罪が成立するかどうかを論ぜよ（各場合は、独立したものとする。）。

〔事例〕

甲は、夫であるAを毒殺しようと考え、致死量の毒を混ぜたウイスキーを自宅の戸棚に置いていたところ、Aは、次の(1)又は(2)のとおりこのウイスキーを飲み、毒の作用で倒れたが、死亡するには至らなかった。

(1) 甲は、何かの機会にAに飲ませるつもりで、毒入りのウイスキーをAに見付からないように戸棚に隠していたが、普段は飲酒しないAが、たまたまそのウイスキーを見付け、甲の知らないうちにこれを飲んだ場合

(2) 甲は、Aが帰宅するといつも戸棚にあるウイスキーを飲んでることを知っており、このウイスキーに毒を混ぜて戸棚に置いておいたところ、Aがいつものように帰宅後にそのウイスキーを飲んだ場合

第2問

甲の以下の各行為について、横領の罪（刑法第二編第三十八章）に規定されている犯罪の成否を論ぜよ（(1)と(2)は独立のものとする。）。

(1) 甲は、友人であるAのバイクを私的に借りて使っていたが、自己の借金の返済の原資を得ようと考え、Aに無断で当該バイクを売却した。

(2) 甲は、家具の販売会社であるX社で経理担当者として勤務しており、職務上、X社名義の預金口座のキャッシュカードを保管し、当該預金口座の管理を任されて入出金操作を行っていたところ、X社の売上金等として入金された100万円を、自己の借金の返済の原資に充てるため、ATMで当該預金口座から引き出した。甲は、引出し時には、後で誰かから借りるなどし

て返せばよいと考えていたが、翌日、借金の支払に向かう途中で思い直し、100万円を当該預金口座に入れ戻した。

民事訴訟法及び民事訴訟規則

第1問

Aは、Bに200万円で自動車を売ったと主張して、Bに対し、売買代金の支払を求める訴えを提起した。

本件は弁論準備手続に付され、Bは、弁論準備手続期日において、①AがBに200万円で自動車を売ったことは認めるが、売買代金は支払済みであると主張した。

数回の弁論準備手続を経た後、裁判所は、当事者との間で、次回の口頭弁論期日において、当事者尋問を実施し、口頭弁論を終結する見込みであること等を確認し、弁論準備手続を終結した。

その後に行われた口頭弁論期日において、Bは、新たに、②Aから売買代金債務を免除されたことを主張した上で、その免除の状況を見ていたとするCに対する証人尋問の申出を検討しているとして、口頭弁論を終結することなく次回期日を指定してもらいたいと述べた。また、Bは、弁論準備手続の終結前に免除に係る攻撃防御方法を提出することができなかった理由について、提出しようと思えばできたが、あえて提出しなかったものであり、特に理由はないと説明した。

- (1) 下線部①のBの陳述について、訴訟法上の意義及び効果を答えよ。
- (2) 下線部②のBの攻撃防御方法の提出について、Aが訴訟の遅延を避けるためにどのような主張をすると予測されるか、具体的な事実関係に当てはめながら答えよ。

第2問

Xは、Yに150万円を貸し付けたと主張して、Yに対し、同額の金銭の返還を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）を提起した。

この場合において、各小問に答えよ（各小問は、独立したものとする。）。

- (1) Xは、本件訴訟の口頭弁論期日において、請求を放棄した。

その後、Xは、Yに対し、本件訴訟において主張した消費貸借契約と同一の消費貸借契約に基づく貸金150万円の返還を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「本件後訴1」という。）を提起した。

このときに、裁判所は、本件後訴1において、どのような判決をすることになるか、その理由と共に論ぜよ。

- (2) Xは、本件訴訟において請求棄却判決が適法にされた後、同判決が確定するまでの間に、訴えを取り下げ、Yは、これに同意した。

その後、Xは、Yに対し、本件訴訟において主張した消費貸借契約と同一の消費貸借契約に基づく貸金150万円の返還を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「本件後訴2」という。）を提起した。

このときに、裁判所は、本件後訴2において、どの

ような判決をすることになるか、その理由と共に論ぜよ。

- (3) Xは、本件訴訟において請求を全部認容する判決が適法にされた後、同判決が確定するまでの間に、控訴を提起した（なお、Yは控訴も附帯控訴もしなかった。）。

この控訴は適法か、その理由と共に論ぜよ。

刑事訴訟法及び刑事訴訟規則

第1問

甲は、「令和7年8月1日午後3時頃、〇県〇市〇町〇番地A方において、A所有の現金5万円を窃取した。」という窃盗の被疑事実で適法に逮捕された。この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は、独立したものとする。）。

- (1) 甲は、上記窃盗の被疑事実での逮捕に引き続いて勾留された。甲について、更に「令和7年8月1日午後3時頃、窃盗の目的で、〇県〇市〇町〇番地A方に裏口ドアの施錠を外して侵入した。」という上記窃盗の手段として行われた住居侵入の被疑事実で逮捕することができるか、その理由と共に論ぜよ。
- (2) 甲は、上記窃盗の被疑事実で逮捕された後、留置の必要がないとして釈放された。その後、捜査機関は、甲に度々呼出しの連絡をしたが、甲からの応答はなく、音信不通となった。甲について、上記窃盗と同じ被疑事実で再逮捕することができるか、その理由と共に論ぜよ。

第2問

起訴状一本主義の意義及び趣旨を説明した上で、次の(1)又は(2)のとおり公訴事実が記載された起訴状により公訴の提起がされた場合について、各公訴事実の記載に含まれる問題点を論ぜよ（各場合は、独立したものとする。）。

- (1) 被告人は、傷害罪による前科三犯を有する者であるが、令和7年7月1日午後2時頃、〇市〇町5番地所在のコンビニエンスストア店内において、同店店員のAに対し、その胸ぐらを両手でつかんで揺さぶる暴行を加えたものである。
- (2) 被告人は、Bから金員を恐喝しようと考え、令和7年8月1日午後8時頃、〇市〇町1番地先の路上において、Bに対し、「俺は暴力団の組長だ。」「舎弟が何人もいる。」「金を出さないとどうなるかわかっているか。」などと言って金員の交付を要求し、その要求に応じなければいかなる危害を加えられるかもしれない氣勢を示してBを畏怖させ、その頃、同所において、Bから現金3万円の交付を受け、もって人を恐喝して財物を交付させたものである。

最 高 裁 判 所 規 則

《共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則について》

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十五号）が、令和七年十二月十五日に公布されました。
この規則は、令和八年四月一日から施行されます。

《共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則》

（令和七年二月一五日公布 最高裁判所規則第一五号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則について》

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十六号）が、令和七年十二月十五日に公布されました。

この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行されます。

《会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則》

（令和七年二月一五日公布 最高裁判所規則第一六号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

《会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文》

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

《刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について》

標記の規則（令和七年最高裁判所規則第十七号）が、令和七年十二月二十六日に公布されました。

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、電磁的記録を提供させる強制処分、映像と音声の送受信による証人尋問の実施等に関する手続について必要な事項を定めるとともに、関係規定の整備を行うものです。

なお、この規則は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

《刑事訴訟規則等の一部を改正する規則》

（令和七年二月二六日公布 最高裁判所規則第一七号）

規則Ⅱ別添3のとおり

最 高 裁 判 所 規 程

《押収物等取扱規程の一部を改正する規程の制定について》

押収物等取扱規程の一部を改正する規程（令和七年最高裁判所規程第三号）が制定されました。この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）により、電磁的記録提供命令が創設されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

《押収物等取扱規程の一部を改正する規程》

（令和七年二月三日 最高裁判所規程第三号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

◎押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添4のとおり

法 律 等

《ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律について》

（令和七年二月一〇日公布 法律第八三号）

標記の法律（令和七年法律第八十三号）が、令和七年十二月十日に公布されました。この法律は、附則第一項の規定により、同項各号に規定するものを除き、同月三十日から施行されます。また、同項第一号に掲げる規定は同月十日から、同項第二号に掲げる規定は令和八年三月十日から施行されます。

この法律は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する者の承諾を得ないで取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、警告等に係る違反行為の相手方に係る一定の情報の保有等をする者が当該警告等を受けた者に対して当該情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定を整備する等の必要があることを理由として公布されたものです。

（法文及び新旧対照条文は、令和七年二月一九日付け最高裁判三第六五九号で通知したとおりです。）

政 令

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（令和七年二月一七日公布 政令第四一四号）

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

(令和8年1月5日現在)

| 最高裁判所 | | | 第一小法廷 | | | 第二小法廷 | | | 第三小法廷 | | | 司法行政部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---|---------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|--|------|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 最高裁判官 | 今崎幸彦 | | 裁判官 | 今崎幸彦 | | 裁判官 | 今崎幸彦 | | 裁判官 | 林道晴 | 首席調査官 | 福井章代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一小法廷 | 安浪亮介 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 林道晴 | 上席調査官 | 福井章代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判官 | 川村美津子 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 林道晴 | 上席調査官 | 福井章代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判官 | 川村美津子 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 林道晴 | 上席調査官 | 福井章代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判官 | 川村美津子 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 三岡尾高 | | 裁判官 | 林道晴 | 上席調査官 | 福井章代 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務総局 | 事務総長 | 氏本厚司 | 事務局長 | 清藤健一 | 事務局長 | 清藤健一 | 事務局長 | 清藤健一 | 事務局長 | 手嶋あさみ | 最高裁判所図書館 | 館長(兼) | 平城文啓 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審議官 | 審議官 | 坂本光宏 | 人事局長 | 津谷武宣 | 事務局長 | 津谷武宣 | 事務局長 | 津谷武宣 | 事務局長 | 石井芳明 | 副館長 | 副館長 | 菊地雅彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デジタル審議官 | デジタル審議官 | 上馬場宏靖 | 経理局長 | 染谷千恵子 | 事務局長 | 染谷千恵子 | 事務局長 | 染谷千恵子 | 事務局長 | 小池美智子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭審議官 | 家庭審議官 | 馬場俊宏 | 民事局長 | 福田千恵子 | 事務局長 | 福田千恵子 | 事務局長 | 福田千恵子 | 事務局長 | 江原健志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務総局参事官 | 事務総局参事官 | 馬場俊宏 | 刑事局長 | 平福直史 | 事務局長 | 平福直史 | 事務局長 | 平福直史 | 事務局長 | 古増友紀子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秘書課長 | 秘書課長 | 福島直之 | 行政局長(兼) | 福島直之 | 事務局長 | 福島直之 | 事務局長 | 福島直之 | 事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広報課長(兼) | 広報課長(兼) | 福島直之 | 家庭局長 | 福島直之 | 事務局長 | 福島直之 | 事務局長 | 福島直之 | 事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庁名 | 長官・所長 | 事務局長 事務局次長 | 庁名 | 長官・所長 | 事務局長 事務局次長 | 庁名 | 長官・所長 | 事務局長 事務局次長 | 庁名 | 長官・所長 | 事務局長 事務局次長 | 庁名 | 長官・所長 | 事務局長 事務局次長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京高等 | 堀田真哉 | 富澤賢一郎 黒瀬宣輝 渡邊聖司 松本茂一 北島康弘 星野俊之 松村啓秀 (兼)橋本和美 塚田智大 大澤寛久 佐藤弘行 (兼)北島康弘 宮澤康弘 三吉真理子 山崎毅 (兼)加茂容子 岸英範 土屋智美 (兼)加茂容子 河上基也 橋本成一郎 (兼)森秀樹 椿礼和 柏木直 (兼)森秀樹 山田雅彦 雨宮大吾 (兼)小川利香 寺澤英記 落合真人 (兼)小川利香 大沼剛 坂野喜隆 浅沼浩幸 片桐真由美 黒澤剛 曾田隆史 (兼)黒澤剛 塚田浩崇 関俊二 田村光希雄 安原香里 平川晶 今田義紀 青木孝之 (兼)高橋聡子 橋爪智子 三角宏 (兼)高橋聡子 伊藤竜太郎 土田林太郎 (兼)大野真生 (兼)伊藤竜太郎 (兼)大野真生 (兼)土田林太郎 岩崎光宏 栗林昭 (兼)北山拓郎 (兼)保坂隆典 (兼)岩崎光宏 北山拓郎 (兼)栗林昭 (兼)保坂隆典 森岡泰彦 岡元勇人 植木佳恵 森田啓裕 岩井一真 永井英雄 関本大西 福岡松本 望月望月 木村祐司 | 京都地方 | 野田恵司 | 神戶地方 | 徳岡由美子 | 奈良地方 | 高松宏之 | 大津地方 | 福田修久 | 和歌山地方 | 佐々木一夫 | 名古屋高等 | 渡部勇次 | 市原志都 和田薫 瀬田正明 沖本聡子 中澤強 (兼)佐久間勝徳 三谷明史 中島啓祐 (兼)佐久間勝徳 永井年典 丹羽賢一 (兼)山田裕平 (兼)永井年典 山田裕平 (兼)丹羽賢一 中井啓至 坂下詩織 (兼)田中元信 (兼)中井啓至 田中元信 (兼)坂下詩織 高橋光彦 松原貴弘 (兼)前川文彦 (兼)高橋光彦 (兼)前川文彦 山田一伸 田中裕 (兼)柳瀬由紀子 (兼)山田一伸 柳瀬由紀子 (兼)田中裕 佐野田島祥子 (兼)永塚野司 (兼)佐野田島祥子 (兼)田島祥子 (兼)永塚野司 | 広島地方 | 金子修 | 東京地方 | 濱口浩 | 山口地方 | 阿多麻子 | 岡山地方 | 森島聡 | 鳥取地方 | 池上尚子 | 松江地方 | 西岡繁靖 | 福岡高等 | 小林宏司 | 佐賀地方 | 波多江真史 | 長崎地方 | 金地香枝 | 大分地方 | 岡部純子 | 熊本地方 | 大西勝滋 | 鹿児島地方 | 中園浩一郎 | 官崎地方 | 久保井恵子 | 那覇地方 | 柴田義明 | 仙台高等 | 永瀧健一 | 高松高等 | 遠藤邦彦 | 松山地方 | 山地修 |

※事務局長の記載順は五十音順

◎最高裁判所規則第十五号

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十五日

最 高 裁 判 所

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

(共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する手続規則の一部改正)

第一条 共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する手続規則(令和四年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>目次</p> <p>【第一章・第二章 略】</p> <p>第三章 土地等の管理に関する非訟事件(第九 条―第十六条)</p> <p>第四章 区分所有建物の管理等に関する非訟事 件</p> | <p>改正前</p> <p>目次</p> <p>【第一章・第二章 同上】</p> <p>第三章 土地等の管理に関する非訟事件(第九 条―第十六条)</p> |
|---|---|

共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

| | |
|---|--|
| <p>第六十九号)第三十八條の二第一項(同法第六十六條、第七十三條及び第七十九條において準用する場合を含む。)、第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>第四章 区分所有建物の管理等に関する非訟事件</p> <p>第一節 所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件</p> <p>(申立書の記載事項)</p> <p>第十七條 建物の区分所有等に関する法律第三十</p> | <p>第一節 所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件(第十七條―第十九條)</p> <p>第二節 専有部分等の管理に関する非訟事件(第二十條―第二十六條)</p> <p>附則</p> <p>(申立て等の方式)</p> <p>第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第三章第三節(同法第二百六十二條の規定を除く。)から第五節までの規定、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第十五号)の規定並びに建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律</p> |
|---|--|

に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。

八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る非訟事件の手續に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手續の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあつては、記名押印）をしなければならぬ。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 次のイからハまでに掲げる裁判の区分に応じ、当該イからハまでに定める物件（次条及び第十九条第二号において「申立てに係る建物等」という。）の表示

イ 建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

ロ 建物の区分所有等に関する法律第六十六条又は第七十九条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る土地又は附属施設

ハ 建物の区分所有等に関する法律第七十三条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

五

の敷地又は附属施設

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二 申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

三 事件の表示

四 附属書類の表示

五 年月日

六 裁判所の表示

七 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

七

じ、当該イからハまでに定める物件（次条及び第十九条第二号において「申立てに係る建物等」という。）の表示

イ 建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

ロ 建物の区分所有等に関する法律第六十六条又は第七十九条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る土地又は附属施設

ハ 建物の区分所有等に関する法律第七十三条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判 申立てに係る建物

六

八 その他裁判所が定める事項

（申立書の添付書類）

第十八条 申立てに係る建物等が不動産である場合には、前条第一項の申立書には、次の各号に掲げる裁判の区分に応じ、当該各号に定める登記事項証明書を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号イに掲げる裁判 所在等不明区分所有者が有する専有部分の登記事項証明書

二 前条第一項第二号ロに掲げる裁判 同号ロに定める土地又は附属施設の登記事項証明書

三 前条第一項第二号ハに掲げる裁判 所在等不明敷地共有者等が有していた専有部分の登記事項証明書

八

記事項証明書

〔公告すべき事項〕

第十九条 建物の区分所有等に関する法律第八十六條第二項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならぬ。

一 申立人の氏名又は名称及び住所

二 申立てに係る建物等の表示

三 建物の区分所有等に関する法律第八十六條

第二項第二号に掲げる者の氏名又は名称及び住所

第二節 専有部分等の管理に関する非訟

事件

〔申立書の記載事項〕

第二十条 建物の区分所有等に関する法律第一條第六節の規定による非訟事件の手續に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手續の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならぬ。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二 所有者不明専有部分管理命令の対象となる

べき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分若しくは共有持分の表示

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二 前項第二号に規定する専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

三 申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

四 事件の表示

五 附属書類の表示

六 年月日

七 裁判所の表示

八 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

九 その他裁判所が定める事項

3 前項の規定にかかわらず、第一項の手續に関し、申立人又は代理人から前項第八号に掲げる事項を記載した申立書が提出されるときは、以後裁判所に提出する当該手續を基本とする手續の申立書については、これを記載することとを要しない。

〔申立書の添付書類〕

第二十一条 前条第一項の申立書には、所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分

(共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が申し立てられる場合にあっては、共有物である専有部分。次条において同じ。)又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分(共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である専有部分)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2) 前項の規定にかかわらず、前条第一項の手続に関し、前項に規定する書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本

とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

(手続の進行に資する書類の提出)

第二十二條 所有者不明専有部分管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

二 申立人が所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の現況の調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

(公告すべき事項)

第二十三條 建物の区分所有等に関する法律第八十七条第二項の規定による公告には、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は共有持分の表示

三 前号に規定する専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所
(裁判による登記の囑託)

第二十四條 建物の区分所有等に関する法律第八十七条第六項及び第七項の規定による登記の囑

託は、囑託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。

(資格証明書の交付等)

第二十五條 裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

2) 裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該所有者不明専有部分管理人が所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該

所有者不明専有部分管理人に係る前項の書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

〔建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続への準用〕

第二十六条 第二十条から第二十二条まで及び前条の規定は、建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二十条第一項第二号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有

部分若しくは共有持分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分」と、同条第二項第二号中「共有持分を有する者」とあるのは「同号に規定する共用部分の所有者」と、第二十一条第一項中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分（共有持分を有する者）として所有者不明専有部分管理命令が申し立てられる場合にあつては、共有物である専有部分。次条において同じ。」又は所有者不明専有

部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分）を对象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の登記事項証明書又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者が有する専有部分」と、第二十二条中「所有者不明専有部分管理命令の申立人」とあるのは「管理不全専有部分管理命令又は管理不全共用部分管理命令の申立人」と、同条第一号及び第二

号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分」と、第二十五条中「所有者不明専有部分管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人又は管理不全共用部分管理人」と、同条第二項中「所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記

である。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部改正)

第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則(平成十四年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による権利の変換等と強制執行等との調整に関する規則
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

| | |
|--|---|
| <p>(権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等)</p> <p>第一条 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。)第五十五条第一項の権利変換手続開始の登記がされた同項各号に掲げる権利(第三条第一項において「区分所有権等」という。)につき強制競売又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。第五条及び第六条において「競売」という。)(以下「強制競売等」という。)(の開始決定に基づく登記がされた場合においては、裁判所書記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション</p> | <p>(権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等)</p> <p>第一条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。)第五十五条第一項の権利変換手続開始の登記がされた施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地についての所有権その他の権利(第三条第一項において「区分所有権等」という。)(につき強制競売又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。第五条において「競売」という。)(以下「強制競売等」という。)(の開始決定に基づく登記がされた場合においては、裁判所書記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション</p> |
|--|---|

オン再生事業の施行者に通知しなければならない。ただし、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十七条第一項(同項を準用し、又はその例による場合を含む。)(の規定による開始決定に基づいて登記がされたときは、この限りでない。

[2 略]

(分配金の取得等への準用)

第五条 前各条の規定は、売却等マンションの区分所有権及び敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等について法第四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配

記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション建替事業の施行者に通知しなければならない。ただし、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十七条第一項(同項を準用し、又はその例による場合を含む。)(の規定による開始決定に基づいて登記がされたときは、この限りでない。

[2 同上]

(分配金の取得等への準用)

第五条 前各条の規定は、売却マンションの区分所有権及び敷地利用権について法第四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配金の取得等と強制執行、仮差押え

| | |
|---|---|
| <p>金の取得等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション再生事業の施行者」とあるのは、「当該マンション再生事業の施行者」とあるのは、「当該マンション等売却組合」と、同条第二項及び第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション等売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第五十二条及び第五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第五十一条に規定する分配金又は法第五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条</p> | <p>の執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション建替事業の施行者」とあるのは「当該マンション敷地売却組合」と、同条第二項及び第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三項中「施行者」とあるのは「マンション敷地売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第五十二条及び第五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第五十一条に規定する分配金又は法第五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条第一項、第四項又は第五項の</p> |
|---|---|

第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

〔補償金の支払等への準用〕

第六条 第一項から第四項までの規定は、除却マシンの区分所有権について法第百六十三条の三十三第一項の補償金支払手続開始の登記がされた場合における補償金の支払等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一項第一項中、

規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

〔新設〕

二五

る法第百六十三条の四十四に規定する補償金」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）から施行する。
（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正に伴う調整規定）
第二条 施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（以下この条及び附則第四条において「民事訴訟法等一部改正法施行日」という。）前である場合には、民事訴訟法等一部改正法施行日の前日までの間における第一条の規定による改正後の共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則第十七条第一項及び第二十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「記名（当該申立書

二七

当該マンション再生事業の施行者」とあるのは

「当該マンション除却組合」と、同条第二項及

び第二項第二項中「権利変換手続」とあるのは

「補償金支払手続」と、同条及び第三項中「施

行者」とあるのは「マンション除却組合」と、

同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは

「法第百六十三条の四十五において準用する

法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは

「法第百六十三条の四十四に規定する補償金

」と、第四条中「法第七十八条第一項、第四項

又は第五項の規定による補償金」とあるのは「

法第百六十三条の四十五において準用する法第

七十八条第一項、第四項又は第五項の規定によ

がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印」とあるのは、「記名押印」とする。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

正する。

附則第六十二条（見出しを含む。）中「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」を「共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則」に改める。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正に伴う調整規定）

第四条 民事訴訟法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

二六

二八

会社非訟事件等手続規則新旧対照条文

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（信託法の規定による非訟事件及び公益信託に関する法律の規定による非訟事件の手続への準用）</p> <p>第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第百八号）の規定による非訟事件及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において</p> | <p>（信託法の規定による非訟事件の手続への準用）</p> <p>第四十四条 第一章及び第二章の規定は、その性質に反しない限り、信託法（平成十八年法律第百八号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八条第四項に規定する裁判の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>、第二条第一項第二号中「会社（法第八百六十八条第四項に規定する裁判の申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書（限定責任信託に係るものに限る。）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。</p> | <p>申立てに係る事件にあつては、社債を発行した会社。以下この章において同じ。）の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地並びに受託者の氏名又は名称」と、第三条第一項中「申立書」とあるのは「申立書（限定責任信託に係るものに限る。）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「申立てに係る限定責任信託の登記に係る登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と読み替えるものとする。</p> |
|---|---|

255 [略]

255 [同上]

旨を調査明らかにしておかなければならない
(検証、押収等の調査)

第四十一条 検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令(法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。)(同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(による電磁的記録)法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)(の提供については、調査を作らなければならない。

[2 略]

3 押収(電磁的記録提供命令)(法第百二条の二

旨を調査明らかにしておかなければならない
(検証、押収の調査)

第四十一条 検証又は差押状若しくは記録命令付差押状を発しないでする押収については、調査を作らなければならない。

[2 同上]

3 押収をしたときは、その品目を記載した目録

[2・3 略]
(公判調査の記載要件・法第四十八条)
第四十四条 公判調査には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
[2・3 略]

二十一 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかつたときは、その事由
[22・27 略]

二十八 法第百五十七條の六第四項の規定により証人の同意を得てその専問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

[2・3 同上]
(公判調査の記載要件・法第四十八条)
第四十四条 [同上]

[2・3 同上]
二十一 証人に宣誓をさせなかつたこと及びその事由
[22・27 同上]

二十八 法第百五十七條の六第三項の規定により証人の同意を得てその専問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(により電磁的記録を提供させることを除く。)(をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調査に添付しなければならない。

(差押状等の執行調査、捜索調査)
第四十三条 差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調査を作らなければならない。

を作り、これを調査に添付しなければならない

(差押状等の執行調査、捜索調査)
第四十三条 差押状、記録命令付差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調査を作らなければならない。

[29・31 略]

三十二 公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令(法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(による電磁的記録の提供
[33・47 略]

四十八 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。
[イ〜 略]

ト 証人の専問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定(法第百五十七條の六第四項)
[チ 略]

[29・31 同上]

三十二 公判廷においてした検証及び押収
[33・47 同上]

四十八 [同上]

[イ〜 同上]
ト 証人の専問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定(法第百五十七條の六第三項)
[チ 同上]

〔四十九〕五十一 略〕
〔2 略〕

(公判調書未整理の場合の録音体の再生等)

第五十二条の十九 公判調書が次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与え

〔四十九〕五十一 同上〕
〔2 同上〕

(公判調書未整理の場合の録音体の再生等)

第五十二条の十九 公判調書が次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与え

なければならぬ。

〔2・3 略〕

第九章 押収、捜索等

(押収、捜索等についての秘密、名著の保持)

第九十三条 押収、電磁的記録提供命令(法第百

二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)捜索及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的

記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)については、秘密を保ち、かつ、処分を受ける者の名譽を書しないように注意しなければならない。

なければならぬ。

〔2・3 同上〕

第九章 押収及び捜索

(押収、捜索についての秘密、名著の保持)

第九十三条 押収及び捜索については、秘密を保ち、且つ処分を受ける者の名譽を書しないよう

に注意しなければならない。

(差押状等の記載事項・法第百七条)

第九十四条 差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

(準用規定)

第九十五条 差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

(捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等)

第九十六条 法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をし

(差押状等の記載事項・法第百七条)

第九十四条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え、記録命令付差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

(準用規定)

第九十五条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

(捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等)

第九十六条 法第百十九条又は第百二十条の証明書又は目録は、捜索、差押え又は記録命令付差押えが令状の執行によつて行われた場合には、

た者がこれを作つて交付しなければならない。

(差押状等執行後の処置)

第九十七条 差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

(押収物等の処置)

第九十八条 〔略〕

2) 押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令(法第百二条の二第一項第一号ロに

その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

(差押状等執行後の処置)

第九十七条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

(押収物の処置)

第九十八条 〔同上〕

〔新設〕

掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）
により提供させた電磁的記録については、消去
改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をし
なければならぬ。

(差押状の執行調書の記載)

第九十九条 「略」

〔削る〕

(押収、捜索の立会い)

第百条 差押状を発しないで押収をするときは、
裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

(差押状、記録命令付差押状の執行調書の記載)

第九十九条 「同上」

2 記録命令付差押状の執行をした者が第九十六
条又は前条の処分をしたときも、前項と同様と
する。

(押収、捜索の立会い)

第百条 差押状又は記録命令付差押状を発しない
で押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わ

せなければならない。

2 差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行
するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警
察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければ
ならない。

(決定の告知・法第百五十七條の二等)

第百七條の二 法第百五十七條の二第一項及び第
百五十七條の三第一項の請求に対する決定、法
第百五十七條の四第一項に規定する措置を採る
旨の決定、法第百五十七條の五に規定する措置
を採る旨の決定、法第百五十七條の六第一項及
び第二項に規定する方法により証人尋問を行う
旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の

第百七條の二 法第百五十七條の二第一項及び第
百五十七條の三第一項の請求に対する決定、法
第百五十七條の四第一項に規定する措置を採る
旨の決定、法第百五十七條の五に規定する措置
を採る旨の決定、法第百五十七條の六第一項及
び第二項に規定する方法により証人尋問を行う
旨の決定並びに同条第三項の規定により証人の

尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録
する旨の決定は、公判期日前にする場合におい
ても、これを送達することを要しない。

〔2 略〕

(映像等の送受信による通話の方法による尋問
・法第百五十七條の六)

第百七條の三 裁判所は、法第百五十七條の六第
二項に規定する方法によつて尋問する場合(証
人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場
合に限る。)は、尋問前に、証人の陳述の内容
に不当な影響を与えるおそれがあると認める者
の在席する場所でないことその他証人の在席す
る場所が当該方法によつて尋問するために適当

尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録
する旨の決定は、公判期日前にする場合におい
ても、これを送達することを要しない。

〔2 同上〕

(映像等の送受信による通話の方法による尋問
・法第百五十七條の六)

第百七條の三 法第百五十七條の六第二項の同
一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定
めるものは、同項に規定する方法による尋問に
必要な装置の設置された他の裁判所の構内にあ
る場所とする。

であることを確認しなければならない。

(尋問上の注意、在廷証人)

第百十三條 「略」

2 証人が、法第百五十七條の六第一項に規定す
る同一構内にいるとき、又は同条第二項に規定
する同一構内以外にある場所であつて適当と認
めるものにいるときは、召喚をしない場合でも
、これを尋問することができる。

(宣誓の方式・法第百五十四條)

第百十八條 宣誓は、証人が、良心に従つて、真
実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加え
ないことを誓う旨を述べる方式(当該事項を述
べることができない場合にあつては、裁判所書記

(尋問上の注意、在廷証人)

第百十三條 「同上」

2 証人が裁判所の構内(第百七條の三に規定す
る他の裁判所の構内を含む。)にいるときは、
召喚をしない場合でも、これを尋問することが
できる。

(宣誓の方式・法第百五十四條)

第百十八條 宣誓は、宣誓書によりこれをしなけ
ればならない。

記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式によりしなければならない。

〔削る〕

2] 宣誓書には、良心に従って、真実を述べ何事も隠さず、又何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

〔削る〕

3] 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2] 宣誓は、起立して厳肅に行わなければならない。

4] 宣誓は、起立して厳肅にこれを行わなければならない。

六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

〔3 略〕

(処分をすべき裁判官・法第七十九条) 第三百七十七条 証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

一 押収(電磁的記録提供命令(法第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)

命ずるものに限る。により電磁的記録を提出させることを除く。については、押収すべき物の所在地

二 電磁的記録提供命令については、これを受

六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

〔3 同上〕

(処分をすべき裁判官・法第七十九条) 第三百七十七条 〔同上〕

一 押収(記録命令付差押えを除く。については、押収すべき物の所在地

二 記録命令付差押えについては、電磁的記録

(宣誓・法第六十六条)

第二百二十八条 〔略〕

2 宣誓は、鑑定人が、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式(当該事項を述べる)ができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式によりしなければならない。

〔削る〕

(鑑定のための閲覧等)

第二百三十四条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、法第五百七十七条の

(宣誓・法第六十六条)

第二百二十八条 〔同上〕

2 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

ない。

3] 宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定のための閲覧等)

第二百三十四条 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、法第五百七十七条の

ける者の現在地

〔三〇五 略〕

〔2 略〕

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百二十八条)

第三百五十五条 差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

〔二〇六 略〕

を記録させ又は印刷させるべき者の現在地

〔三〇五 同上〕

〔2 同上〕

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百二十八条)

第三百五十五条 差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

〔二〇六 同上〕

七 日出勤、日没後に差押え、捜索又は検証を
する必要があるときは、その旨及び事由

八 法第二百十八条第三項の許可を請求する
ときは、その旨、事由及び同項の規定により漏
らしてはならない旨を命ずべき期間

九 法第二百二十二条第八項の許可を請求する
ときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅
、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定
する住居、邸宅、建造物又は船舶において、
日出勤、日没後に、電磁的記録提供命令をす
る場合における法第二百二十二条第一項にお

七 日出勤又は日没後に差押え、記録命令付差
押え、捜索又は検証をする必要があるときは
、その旨及び事由

八 法第二百十八条第三項の許可をするときは、
正当な理由がなく、同項の規定による命令に違
反したときは、法第二百二十二条の二の規定に
より刑罰に処せられることがある旨をも記載し
なければならない。

九 (呼称の定め等、法第二百七十一条の二等)
第二百七十六条の二

十 前項に規定する場合において、第一項に規定
する個人特定事項に係る名称が氏名であり、そ
の氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類

の規定により刑罰に処せられることがある旨を
も記載しなければならない。この場合において
、法第二百十八条第三項の許可をするときは、
正当な理由がなく、同項の規定による命令に違
反したときは、法第二百二十二条の二の規定に
より刑罰に処せられることがある旨をも記載し
なければならない。

九 (呼称の定め等、法第二百七十一条の二等)
第二百七十六条の二

十 前項に規定する場合において、第一項に規定
する個人特定事項に係る名称が氏名であり、そ
の氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類

の規定により刑罰に処せられることがある旨を
も記載しなければならない。この場合において
、法第二百十八条第三項の許可をするときは、
正当な理由がなく、同項の規定による命令に違
反したときは、法第二百二十二条の二の規定に
より刑罰に処せられることがある旨をも記載し
なければならない。

九 (呼称の定め等、法第二百七十一条の二等)
第二百七十六条の二

十 前項に規定する場合において、第一項に規定
する個人特定事項に係る名称が氏名であり、そ
の氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類

いて準用する法第百十條の規定による令状の
提示をする必要があるときは、その旨及び事
由

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する
事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する
事項を記載しなければならない。

〔3 略〕
〔電磁的記録提供命令の令状の記載要件、法第
二百十九條〕

第二百十九條の三 法第二百十八條の規定による
電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由が
なく、同条第一項の規定による電磁的記録提供
命令に違反したときは、法第二百二十二條の二

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する
事項のほか、法第二百十八条第五項に規定する
事項を記載しなければならない。

〔3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定
により定められた呼称を自書することができる
。この場合における第三十八条第六項、第五十
二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二
条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並
びに第百十八条第一項の規定の適用については、

第三十八条第六項、第五十二條の五第三項及び
第五十二條の十五第三項中「署名押印させな
ければならない」とあるのは「署名押印させ、又
は第百七十六條の二第一項の規定により定めら
れた呼称を自書させなければならない」と、第
五十二條の五第二項第四号及び第五十二條の十
五第二項第四号中「署名押印させる」とあるの

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定
により定められた呼称を自書することができる
。この場合における第三十八条第六項、第五十
二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二
条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並
びに第百十八条第三項の規定の適用については、

第三十八條第六項、第五十二條の五第三項、第
五十二條の十五第三項及び第百十八條第三項中
「署名押印させなければならない」とあるのは
「署名押印させ、又は第百七十六條の二第一項
の規定により定められた呼称を自書させなけれ
ばならない」と、第五十二條の五第二項第四号
及び第五十二條の十五第二項第四号中「署名押

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定
により定められた呼称を自書することができる
。この場合における第三十八条第六項、第五十
二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二
条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並
びに第百十八条第三項の規定の適用については、

第三十八條第六項、第五十二條の五第三項、第
五十二條の十五第三項及び第百十八條第三項中
「署名押印させなければならない」とあるのは
「署名押印させ、又は第百七十六條の二第一項
の規定により定められた呼称を自書させなけれ
ばならない」と、第五十二條の五第二項第四号
及び第五十二條の十五第二項第四号中「署名押

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定
により定められた呼称を自書することができる
。この場合における第三十八条第六項、第五十
二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二
条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並
びに第百十八条第三項の規定の適用については、

第三十八條第六項、第五十二條の五第三項、第
五十二條の十五第三項及び第百十八條第三項中
「署名押印させなければならない」とあるのは
「署名押印させ、又は第百七十六條の二第一項
の規定により定められた呼称を自書させなけれ
ばならない」と、第五十二條の五第二項第四号
及び第五十二條の十五第二項第四号中「署名押

は「署名押印させ、又は第百七十六條の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十條中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六條の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八條第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十六條の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

(呼称の定め等・法第二百九十九條の四等)

第百七十八條の十 「略」

「2・3 略」

4 前項に規定する場合において、第一項の規定

印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六條の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十條中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六條の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

(呼称の定め等・法第二百九十九條の四等)

第百七十八條の十 「同上」

「2・3 同上」

4 前項に規定する場合において、第一項の規定

による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八條第六項、第五十二條の五第二項第四号及び第三項、第六十條並びに第百十八條第一項の規定の適用については、第三十八條第六項、第五十二條の五第三項及び第五十二條の十五第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十

による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八條第六項、第五十二條の五第二項第四号及び第三項、第六十條並びに第百十八條第三項の規定の適用については、第三十八條第六項、第五十二條の五第三項、第五十二條の十五第三項及び第百十八條第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と

二條の五第二項第四号及び第五十二條の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十條中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八條第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

(運付等に関する規定の活用)

第百七十八條の十七 検察官は、公訴の提起後は

らぬ」と、第五十二條の五第二項第四号及び第五十二條の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十條中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

(運付等に関する規定の活用)

第百七十八條の十七 検察官は、公訴の提起後は

、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令(法第二百二條の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第二百二十二條第一項の規定において準用する法第二百二十三條第一項から第三項まで及び第百二十三條の二第一項の規定の活用を考慮しなければならない。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十條の十二)

第二百七十七條の十五 公判前整理手続調書には、

、その事件に関し押収している物について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物を利用することができるようにするため、法第二百二十二條第一項の規定により準用される法第二百二十三條(押収物の運付等)の規定の活用を考慮しなければならない。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十條の十二)

第二百七十七條の十五 「同上」

十六條の二十三第二項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第二項」と読み替えるものとする。

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九條)

第二百九十五條の六 法第五百九條の規定による差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証す

十六條の二十三第二項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第二項」と読み替えるものとする。

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九條)

第二百九十五條の六 法第五百九條の規定による差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しく

べき場所、身体若しくは物

〔二七七 略〕

八 日出前、日没後に差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

九 法第五百十三條第一項又は第六項において準用する法第二百二十二條第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をす

る場合における法第五百十三條第一項又は第

は検証すべき場所、身体若しくは物

〔二七七 同上〕

八 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

〔新設〕

〔新設〕

六項において準用する法第一百十條の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

〔2・3 略〕

(電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十條)

第二百九十五條の十 法第五百九條第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三條の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十

〔2・3 同上〕

〔新設〕

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十

五條)

第二百九十五條の十一 〔略〕

(準用規定等)

第二百九十五條の十二 〔略〕

2 第四十一條、第四十三條及び第一編第九章の規定(第一百條第一項の規定を除く。)(は裁判所又は裁判官が法第五百十一條及び第五百十二條の規定によつてする押収又は捜索について、第

百一條の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする検証について、第四十一條の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條

の二の規定によつてする電磁的記録提供命令)

五條)

第二百九十五條の十一 〔同上〕

(準用規定等)

第二百九十五條の十二 〔同上〕

2 第四十三條及び第一編第九章の規定(第一百條第一項の規定を除く。)(は裁判所又は裁判官が法第五百十一條及び第五百十二條の規定によつてする押収又は捜索について、第

百一條の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。

この場合において、第四十三條第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

| | |
|---|-----------------|
| <p>当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提出させることを含む。〕について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>備考 表中の「 』の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | <p>〔3・4 同上〕</p> |
|---|-----------------|

第二条 少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|---|--|
| <p>改正後</p> <p>（押収、捜索、検証、鑑定囑託等・法第六条の五）</p> <p>第九条の二 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収（刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む）（、捜索、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（、検証及び鑑定）の囑託に関する規</p> | <p>改正前</p> <p>（押収、捜索、検証、鑑定囑託・法第六条の五）</p> <p>第九条の二 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定）の囑託に関する規定（同規則第二百五十八条の二から第二百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、検証及び鑑定）の囑託について準用する。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>定（同規則第二百五十八条の二から第二百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定）の囑託について準用する。</p> <p>（証人専問等・法第十四条等）</p> <p>第十九条 刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人専問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収（刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（、捜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。））に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り</p> | <p>（証人専問等・法第十四条等）</p> <p>第十九条 刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人専問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収及び捜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四条第一項の規定による証人専問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の規定による検証、押収及び捜索について準用する</p> |
|---|--|

| | |
|--|------------------------|
| <p>改正後</p> <p>（調査）</p> <p>（少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正）</p> <p>第三条 少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> | <p>改正前</p> <p>（調査）</p> |
|--|------------------------|

| | |
|---|---|
| <p>第七條 「略」</p> <p>2 少年審判規則第十二條、第十九條（検証、押収（刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に係る部分を除く。）及び第十九條の二の規定は、法第七條の調査について準用する。</p> | <p>第七條 「同上」</p> <p>2 少年審判規則第十二條、第十九條（検証、押収及び搜索に係る部分を除く。）及び第十九條の二の規定は、法第七條の調査について準用する。</p> |
|---|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第四條 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最

| | |
|-----------------|--|
| <p>改正後</p> | <p>改正前</p> |
| <p>第三十一條 削除</p> | <p>第三十一條 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならぬ。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。</p> |

高裁判所規則第十三号（の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p>（鑑定人の宣誓）</p> <p>第三十二條 「1」 鑑定人の宣誓は、裁判長が鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項にお</p> | <p>2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。</p> <p>3 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。</p> <p>4 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。</p> <p>5 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えない</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>（鑑定人の宣誓）</p> <p>第三十二條 「1」 鑑定人の宣誓は、裁判長が鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項にお</p> | <p>6 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。</p> <p>7 前各項の規定は、当事者本人の尋問について準用する。</p> <p>（鑑定人の宣誓）</p> <p>第三十二條 「1」 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>1] 同。に署名させ、裁判所書記官にこれを明読させなければならない。</p> | <p>2] 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。</p> |
| <p>2] 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。</p> | <p>2] 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。</p> |
| <p>3] 裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。</p> | <p>【新設】</p> |
| <p>4] 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定を告げなければならない。</p> | <p>【新設】</p> |
| <p>5] 【略】</p> | <p>【同上】</p> |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正に伴う調整規定)

第五条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)が民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和六年最高裁判所規則第十四号)の施行の前日である場合には、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>【第一章～第五章 略】</p> <p>第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>【第一節 略】</p> <p>第二節 審理及び裁判等(第二十四条―第三十一条)</p> <p>第三節 異議等(第三十二条―第三十六条)</p> <p>第四節 補則(第三十七条―第四十条)</p> <p>第七章 雑則(第四十一条)</p> | <p>目次</p> <p>【第一章～第五章 同上】</p> <p>第六章 【同上】</p> <p>【第一節 同上】</p> <p>第二節 審理及び裁判等(第二十四条―第二十九条)</p> <p>第三節 異議等(第三十条―第三十四条)</p> <p>第四節 補則(第三十五条―第三十八条)</p> <p>第七章 雑則(第三十九条)</p> |

| 附則 | 附則 |
|--|--|
| <p>(民事訴訟規則の準用)</p> <p>第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人の規定を除く。)及び第四節並びに第七章(第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。)(の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定(第五十二条の十(秘匿事項届出書面の記載事項等)第一項を除く。次項において同じ。))</p> | <p>(民事訴訟規則の準用)</p> <p>第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人の規定を除く。)及び第四節並びに第七章(第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。)(の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定(第五十二条の十(秘匿事項届出書面の記載事項等)第一項を除く。次項において同じ。))</p> |

「とあるのは、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

(主張書面の提出の方法等)

第二十六条 当事者は、その主張を記載した書面(第三十条において「主張書面」という。)の提出をするには、これと同時に、その写し一通(相手方の数が二以上であるときは、その数の通数)を提出しなければならない。ただし、や

「とあるのは、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則(平成十二年最高裁判所規則第十三号)第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第六十条の規定」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

(主張書面の提出の方法等)

第二十六条 当事者は、その主張を記載した書面(第二十八条において「主張書面」という。)の提出をするには、これと同時に、その写し一通(相手方の数が二以上であるときは、その数の通数)を提出しなければならない。ただし、や

むを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

〔2 4 略〕

(証人等の宣誓)

第二十七条 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人

やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

〔2 4 同上〕

〔新設〕

がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書(良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。)に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6 前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

(鑑定人の宣誓)

第二十八条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書(良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。)に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

〔新設〕

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑

| | |
|---|---|
| <p>定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>3) 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の際の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。</p> <p>第二十九条～第四十一条 「略」</p> <p>第二十七条～第三十九条 「同上」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | <p>第一項の場合において、民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。</p> |
|---|---|

附則第四十八条のうち、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の目次の改正規定、同規則第十九条を改め、同条を同規則第二十条とする改正規定、同規則第二十六条を改め、同条を同規則第二十九条とする改正規定、同規則第二十九条の次に三条を加える改正規定のうち第三十一条及び第三十二条に係る部分、同規則第二十七条を改め、同条を同規則第三十三条とする改正規定、同規則第二十八条を改め、同条を同規則第三十六条とする改正規定、同規則第二十九条を改め、同条を同規則第三十条とする改正規定、同規則第三十条を改め、同条を同規則第三十八条とする改正規定、同規則第三十一条を改め、同条を同規則第三十九条とする改正規定、同規則第三十二条を改め、同条を同規則第四十条とする改正規定、同規則第三十三条を改め、同条を同規則第四十一条とする改正規定、同規則第三十四条を改め、同条を同規則第四十二条とする改正規定、同規則第三十五条を改め、同条を同規則第三十四条とする改正規定、同規則第三十六条を同規則第五十三条とする改正規定、同規則第三十七条を改め、同条を同規則第五十四条とする改正規定、同規則第三十八条を同規則第五十五条とする改正規定並びに同規則第三十九条を同規則第五十六条とする改正規定を次のように改める。

| | |
|--|---|
| <p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章 略</p> <p>第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十一条）</p> <p>第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十二―第二十四条）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十五条―第三十七―条）</p> | <p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十条）</p> <p>第六章 「同上」</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十一―第二十三条）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条）</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>第三節 異議等（第三十八条―第四十二条）</p> <p>第四節 補則（第四十三条―第五十五条）</p> <p>第七章 雑則（第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>（民事訴訟規則の準用）</p> <p>第二十条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則第一編第三章第一節（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項から第四項まで、第十六条、第十七条後段並びに第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第四節（第二十三条第三項を除く。）並びに第八章（第五十二条の十九第一項第二号及び第九）の規定を準用する。この場合において、同</p> | <p>第三節 異議等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第四節 補則（第三十七条―第四十条）</p> <p>第七章 雑則（第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（民事訴訟規則の準用）</p> <p>第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十一第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同</p> |
|--|---|

二項、第五十二條の二十第七項から第九項まで、第五十二條の二十一第二項、第五十二條の二十二第二項及び第三項並びに第五十二條の二十三を除く。の規定を準用する。この場合において、同規則第十五條第一項及び第二十三條第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面」と、同條第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二條の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二條の十九）（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に

規則第五十二條の十二第二項中「この規則の規定（第五十二條の十）（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一條第一項において準用する刑事訴訟規則第六十條の規定」と読み替えるものとする。

付随する措置に関する規則第五十六條第一項において準用する刑事訴訟規則第六十條の規定」と読み替えるものとする。

2 和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三條の二第一項の規定を準用する。

3 第一項において準用する民事訴訟規則第五十二條の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

2 和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三條の規定を準用する。

4 第一項において準用する民事訴訟規則第五十

【新設】

二條の二十二第一項の規定により、法第二十一條において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三條第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一條において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三條の四第一項の取消し又は同條第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができ得る事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

（主張書面の提出の方法等）

（主張書面の提出の方法等）

第二十九條 当事者は、その主張を記載した書面（第四項及び第三十六條において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

【2 略】

3 当事者は、法第四十五條において準用する民事訴訟法第二百三十一條の二第一項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作ら

第二十六條 当事者は、その主張を記載した書面（第三十條において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

【2 同上】

【新設】

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。()を記録した記録媒体二個(相手方の数が二以上であるときは、その数にを加えた数)を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通(相手方の数が二以上であるときは、その数にを加えた通数)を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 主張書面の提出又は第二項若しくは前項の申出をする当事者は、主張書面の写し又は相手方

〔新設〕

に送付すべき第二項の文書の写し及びその文書に係る証拠説明書若しくは相手方に送付すべき前項の電磁的記録を記録した記録媒体及びその電磁的記録に係る証拠説明書について直送をすることが出来る。ただし、損害賠償命令事件に係る刑事被告事件において、刑事訴訟法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等(同項に規定する起訴状抄本等をいう。)の提出があつた場合又は同法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等(同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。)の提出があつた場合は、この限りでない。

5 裁判所書記官は、第一項及び第二項の写し並

3 裁判所書記官は、前二項の写し及び前項の証

びに第三項の記録媒体又は当該記録媒体に記録されている事項を出力することによつて作成した書面(以下この項において「出力書面」という。)並びに第二項及び第三項の証拠説明書(第二項の写し並びに同項及び第三項の証拠説明書についてはそのうちの一通を、同項の記録媒体についてはそのうちの一個を除く。)を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十六條第一項の決定があつた場合であつて、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録された部分があるときは、当該写し若しくは当該記録媒体若

証拠説明書(同項の写し及び証拠説明書については、そのうちの一通を除く。)を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項の決定があつた場合であつて、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三條第五項前段の規定により定められた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

しくは当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三條第五項前段の規定により定められた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

6 前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

7 第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

〔新設〕

4 前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

(証人等の宣誓)

第二十七条 証人の宣誓は、尋問の前にさせな

ればならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗

に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

読させなければならない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6 前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

〔新設〕

（鑑定人の宣誓）

第二十八条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人

3 裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定を告げなければならない。

5 〔略〕

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等

〔新設〕

〔新設〕

3 〔同上〕

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第二十九条 損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項において「証人等」という

第三十一条 削除

（鑑定人の宣誓）

第三十二条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人

「という。」の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

〔2 略〕

（決定における申立書等の引用・法第三十七條）

第三十六條 法第三十七條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十七條）

第三十七條 法第三十七條第三項の規定による決定書の送達は、その正本によつてする。

。（）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べるることができる。

〔2 同上〕

（決定における申立書等の引用・法第三十三條）

第三十條 法第三十三條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十三條）

第三十一條 法第三十三條第三項の規定による決定書の送達は、その正本によつてする。

四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三條第一項若しくは第二項の決定の時までに書面で行わなければならない。

〔2・3 略〕

（特例による書証の申出の方式・法第四十一條）

第四十一條 法第四十一條（法第四十三條第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十條第二項（法第四十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中

第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九條第一項若しくは第二項の決定の時までに書面で行わなければならない。

〔2・3 同上〕

（特例による書証の申出の方式・法第三十七條）

第三十五條 法第三十七條（法第三十九條第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六條第二項（法第三十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録

（異議の申立ての方式等・法第三十八條）
第三十八條 法第三十八條第一項の異議の申立ては、書面で行わなければならない。

〔2 略〕

3 法第四十五條において準用する民事訴訟法第六十一條第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八條）

第三十九條 「略」

〔2・3 略〕

（法第三十九條第一項等の規定による指定等）

第四十條 法第三十九條第一項（法第四十三條第

（異議の申立ての方式等・法第三十四條）
第三十二條 法第三十四條第一項の異議の申立ては、書面で行わなければならない。

〔2 同上〕

3 法第四十一條において準用する民事訴訟法第六十一條第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四條）

第三十三條 「同上」

〔2・3 同上〕

（法第三十五條第一項等の規定による指定等）

第三十四條 法第三十五條第一項（法第三十九條

の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面で行わなければならない。

〔2 略〕

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一條）

第四十二條 法第四十一條の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面で行わなければならない。

〔2 同上〕

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七條）

第三十六條 法第三十七條の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

「2 略」

(損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等、
法第四十四条等)

第四十九条 「略」

2] 第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせることができる。

3] 第五十三条において準用する民事訴訟規則第

「2 同上」

(損害賠償命令事件の記録の正本等の様式、法第四十条等)

第三十七条 「同上」

「新設」

「新設」

第五十三条 「略」

(検察官に対する調査囑託・法第四十六条)

第五十四条 法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の四第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の二第二項の規定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たつて、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

第五十五条 「略」

第三十八条 「同上」

(検察官に対する調査囑託・法第四十二条)

第三十九条 法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の四第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の二第二項の規定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たつて、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

第四十条 「同上」

七五

「2 略」

(損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等、
法第四十四条等)

第四十九条 「略」

2] 第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせることができる。

3] 第五十三条において準用する民事訴訟規則第

「2 同上」

(損害賠償命令事件の記録の正本等の様式、法第四十条等)

第三十七条 「同上」

「新設」

「新設」

第五十三条 「略」

(検察官に対する調査囑託・法第四十六条)

第五十四条 法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の四第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の二第二項の規定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たつて、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

第五十五条 「略」

第三十八条 「同上」

(検察官に対する調査囑託・法第四十二条)

第三十九条 法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の四第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三十三条の二第二項の規定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たつて、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

第四十条 「同上」

七五

第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四

十五条において読み替えて準用する民事訴訟法

第三十三條第二項の規定による届出に係る書

面(以下この項において「秘匿事項届出書面」

という。)から法第四十五条において読み替えて

準用する民事訴訟法第三十三條の四第一項

の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部

分以外の部分(秘匿事項又は秘匿事項を推知す

ることができる事項が記載された部分に限る。)

(を除いたものが提出された場合には、秘匿事

項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出された

ものによつてさせることができる。

(民事訴訟規則の準用)

第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四

十五条において読み替えて準用する民事訴訟法

第三十三條第二項の規定による届出に係る書

面(以下この項において「秘匿事項届出書面」

という。)から法第四十五条において読み替えて

準用する民事訴訟法第三十三條の四第一項

の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部

分以外の部分(秘匿事項又は秘匿事項を推知す

ることができる事項が記載された部分に限る。)

(を除いたものが提出された場合には、秘匿事

項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出された

ものによつてさせることができる。

(民事訴訟規則の準用)

(刑事訴訟規則の準用等)

第五十六条 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(刑事訴訟規則の準用等)

第四十一条 「同上」

4、前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則附則第四十八条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで前条の規定によつて改正されるものとする。(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正)

第六条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則(平成十六年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(事実の取調べの申出・法第二十四条)</p> <p>第二十四条 検察官、法第二十四条第四項に規定する指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収(刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。)、捜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法</p> | <p>(事実の取調べの申出・法第二十四条)</p> <p>第二十四条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる</p> |

七七

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>による提供を命ずるものに限る。)、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。</p> <p>(鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等)</p> <p>第二十五条 宣誓は、鑑定人が、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式(当該事項を述べることができないときは、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式)によりしなければならない。</p> <p>2 鑑定人の宣誓は、前項の方式によるほか、良</p> | <p>(鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等)</p> <p>第二十五条 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載して、鑑定人が署名押印しなければならない。</p> <p>2 鑑定人の宣誓は、前項の宣誓書を朗読する方</p> |

七八

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式によってもさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により同項の書面を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。</p> <p>(証人尋問等・法第二十四条)</p> <p>第二十七条 刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収(刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるもの</p> | <p>式によるほか、当該宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により宣誓書を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。</p> <p>(証人尋問等・法第二十四条)</p> <p>第二十七条 刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、</p> |

七九

| | |
|---|------------------------------------|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>に限る。))を含む。)、同項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、電磁的記録提供命令、捜索、通訳及び翻訳について準用する。</p> <p>(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正)</p> <p>第七條 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(平成十九年最高裁判所規則第七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げ</p> | <p>鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。</p> |

八〇

る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(裁判員等選任手続調査の記載要件)</p> <p>第二十六条 裁判員等選任手続調査には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>〔一〕十三 略</p> <p>十四 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかったときは、その理由</p> <p>十五 略</p> <p>十六 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと</p> | <p>(裁判員等選任手続調査の記載要件)</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十三 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>十四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> |

| と及びその理由 | |
|---|--|
| <p>十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(証人等の尋問調査)</p> <p>第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調査には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十八号の符号を記載するものとする。</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(公判調査)</p> <p>第四十六条 公判調査には、刑事訴訟規則第四十</p> | <p>十五 〔同上〕</p> <p>十六 〔同上〕</p> <p>十七 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(証人等の尋問調査)</p> <p>第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調査には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十六号の符号を記載するものとする。</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(公判調査)</p> <p>第四十六条 〔同上〕</p> |

| | |
|--|---|
| <p>四条(第一項第二十八号を除く。)に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六号第一項第十八号の符号</p> <p>〔二〕七 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手続調査)</p> <p>第四十七条 鑑定手続実施決定があつた場合には、公判前整理手続調査には刑事訴訟規則第二百十七号の十五に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> | <p>一 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六号第一項第十六号の符号</p> <p>〔二〕七 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手続調査)</p> <p>第四十七条 〔同上〕</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>〔一 略〕</p> <p>二 鑑定人の宣誓の有無及び鑑定人に宣誓をさせなかったときは、その理由</p> <p>三 略</p> <p>四 鑑定人が宣誓、鑑定又は供述を拒んだこと及びその理由</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(民事訴訟規則の一部改正)</p> <p>第八条 民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> | <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> |
|--|---|

改正後

改正前

| | |
|--|---|
| <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第八十 九条)</p> <p>第五五條の五 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高 裁判所規則第三十二号)第五百五十八條(処罰等 の請求)、第二百九十五條の六から第二百九十 五條の十一まで(差押え等の令状請求書の記載 要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件 、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命 令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の 記載要件)、第二百九十五條の十二(準用規定 等)第一項、第二百九十九條(裁判官に対する</p> | <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第八十 九条)</p> <p>第五五條の五 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高 裁判所規則第三十二号)第五百五十八條(処罰等 の請求)、第二百九十五條の六から第二百九十 五條の十一まで(差押え等の令状請求書の記載要 件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、 令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求 書の記載要件)、第二百九十五條の十一(準用 規定等)第一項、第二百九十九條(裁判官に対 する取調等の請求)第一項及び第三百條(令状</p> |
|--|---|

八五

| | |
|--|--|
| <p>取調等の請求)第一項及び第三百條(令状の有 効期間)の規定は、法第八十九條(過料の裁 判の執行)第三項(法及び他の法令において準 用する場合を含む。)において読み替えて準用 する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一 号)第七編第二章(第五百十一條、第五百十一 條の二及び第五百十三條第七項から第十項まで を除く。)の規定による過料の裁判の執行に関 する調査について準用する。</p> | <p>の有効期間)の規定は、法第八十九條(過料 の裁判の執行)第三項(法及び他の法令におい て準用する場合を含む。)において読み替えて 準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百 十一号)第七編第二章(第五百十一條及び第五 百十三條第六項から第八項までを除く。)の規 定による過料の裁判の執行に関する調査につい て準用する。</p> |
|--|--|

(民事訴訟規則の一部改正に伴う調整規定)

第九條 施行日が民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行の日前である場合には、前條の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、民事訴訟規則の一部を次のように改正する。

八六

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|---|--|
| <p>改正後</p> <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第八十 九条)</p> <p>第五五條の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高 裁判所規則第三十二号)第五百五十八條(処罰等 の請求)、第二百九十五條の六から第二百九十 五條の十一まで(差押え等の令状請求書の記載 要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件 、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命</p> | <p>改正前</p> <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第八十 九条)</p> <p>第五五條の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高 裁判所規則第三十二号)第五百五十八條(処罰等 の請求)、第二百九十五條の六から第二百九十 五條の十一まで(差押え等の令状請求書の記載要 件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、 令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求</p> |
|---|--|

八七

| | |
|--|--|
| <p>令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の 記載要件)、第二百九十五條の十二(準用規定 等)第一項、第二百九十九條(裁判官に対する 取調等の請求)第一項及び第三百條(令状の有 効期間)の規定は、法第八十九條(過料の裁 判の執行)第三項(法及び他の法令において準 用する場合を含む。)において読み替えて準用 する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一 号)第七編第二章(第五百十一條、第五百十一 條の二及び第五百十三條第七項から第十項まで を除く。)の規定による過料の裁判の執行に関 する調査について準用する。</p> | <p>書の記載要件)、第二百九十五條の十一(準用 規定等)第一項、第二百九十九條(裁判官に対 する取調等の請求)第一項及び第三百條(令状 の有効期間)の規定は、法第八十九條(過料 の裁判の執行)第三項(法及び他の法令におい て準用する場合を含む。)において読み替えて 準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百 十一号)第七編第二章(第五百十一條及び第五 百十三條第六項から第八項までを除く。)の規 定による過料の裁判の執行に関する調査につい て準用する。</p> |
|--|--|

3 前條及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則第一條の規定が同一の日に施行されるときは、これらの

八八

規定により改正される民事訴訟規則の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで前条の規定によつて改正されるものとする。

(非訟事件手続規則の一部改正)

第十条 非訟事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第二百二十一条)</p> <p>第七十三条 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第五百八条、第二百九</p> | <p>(過料の裁判の執行に関する調査・法第二百二十一条)</p> <p>第七十三条 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第五百八条、第二百九</p> |

八九

| | |
|--|--|
| <p>十五条の六から第二百九十五条の十一まで、第二百九十五条の十二第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第二百一十一条第三項(法第五十三条第七項において準用する場合を含む。)(において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第七編第二章(第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項まで)を除く。(の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。</p> | <p>十五条の六から第二百九十五条の十まで、第二百九十五条の十一第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第二百一十一条第三項(法第五十三条第七項において準用する場合を含む。)(において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第七編第二章(第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項まで)を除く。(の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

押収物等取扱規程(昭和三十五年最高裁判所規程第二号)

| 新 | 旧 |
|------------------------|--------------|
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第五章 (略) | 第一章～第五章 (同上) |
| 第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例 | |
| 第二十四条の二・第二十四条の三 | |
| 第七章 (略) | 第六章 (同上) |
| 第八章 (略) | 第七章 (同上) |
| 第九章 (略) | 第八章 (同上) |

(趣旨)

第一条 押収物及び保管電磁的記録並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務(以下「押収物等に関する事務」という。)の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第一条 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務(以下「押収物等に関する事務」という。)の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物又は裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提出された物をいう。

供命令(刑事訴訟法)昭和二十三年法律第百三十一号(第百二条の二第一号第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(により提出させた記録媒体をいう。

2 この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令(刑事訴訟法第百二条の二第一号第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(により提供させた電磁的記録をいう。

3・4 (略)

(押収物総目録の作成等)

第五条 係書記官は、差押え、領置、提出命令又は

(新設)

2・3 (同上)

(押収物総目録等の作成等)

第五条 係書記官は、差押え、記録命令付差押え、

電磁的記録提供命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認した上、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録(以下「総目録」という。)を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (略)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物(刑事訴訟法第百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に限る。)(を交付する裁判があつた場合(性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。)(について準用する。

領置又は提出命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認したうえ、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録(以下「総目録」という。)を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (同上)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百二十三条第三項の記録媒体に限る。)(を交付する裁判があつた場合(性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。)(について準用する。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百三十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合(性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。)(には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百三十三条第三項の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合(性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。)(には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官に、その他の物については物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)(に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知した上、これを保管物主任官に引き継がなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官(分任歳入徴収官を含む。以下同じ。)(に、その他の物については物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)(に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知した上、これを保管物主任官に引き継がなければならない。

2 (略)

第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例
(可搬記録媒体への移転)

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。)(に移転しなければならない。

(保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分)

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四

ない。

2 (同上)

(新設)

(新設)

章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三、第十七条、第十九条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可搬記録媒体について準用する。

第七章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の特例
(遺付等公告)

第二十七条 (略)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第二百三十三条第三項及び第二百三十三条の二第一項の規定による交付又は複写について準用する。

第六章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の特例
(遺付等公告)

第二十七条 (同上)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第二百三十三条第三項の規定による交付又は複写について準用する。

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押取物主任官は、押取された記録媒体に記録された電磁的記録又は保管電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第八章 医療観察事件の押取物等に関する事務取扱の特例

第九章 電子情報処理組織による押取物等に関する事務の取扱いに係る特例

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押取物主任官は、押取された記録媒体に記録された電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第七章 医療観察事件の押取物等に関する事務取扱の特例

第八章 電子情報処理組織による押取物等に関する事務の取扱いに係る特例